

入 札 説 明 書

1 公告日：令和 7 年 8 月 12 日（月）

2 契約担当窓口：〒898-8501

枕崎市千代田町27番地（枕崎市役所農政課内）

枕崎市鳥獣被害対策協議会（会長 沖園 信也）

電話番号：0993-76-1185（内線316・331） FAX 番 号：0993-73-1870

E-mail：nosei@city.makurazaki.lg.jp

3 参加資格の確認

本入札の参加希望者は、一般競争入札公告第 2 項に掲げる参加資格有することを証明するため、次のとおり申請書を提出し、前項の契約担当窓口から参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書類を提出しない者、並びに参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加できないものとする。

(1) 提出期間：令和 7 年 8 月 12 日（月）から令和 7 年 8 月 29 日（金）までの
（土日祝祭日を除く）午前8時30分から午後5時15分までとする

(2) 提出場所：2 の契約担当窓口と同じ

(3) 提出方法：申請書類を持参、もしくは郵送（8 月 29 日必着）により行う

(4) 申請書類について：申請書類は次のとおりとする

ア 一般競争入札参加資格申請書（様式 1）

イ 申立書（様式 2）

ウ 契約に係る指名停止等に関する申立書（様式 3）

ウ 同意書（様式 4）

エ 国税・県税において滞納のないことが確認できる資料（納税証明書等）

(5) 参加資格確認通知：

令和 7 年 9 月 1 日（月）までに、別紙様式 5（F A X 送信）にて通知する。

(6) その他

ア 申請書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする

イ 契約担当窓口は、提出された申請書類を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使
用しない

ウ 提出された申請書類は返却しない

エ 提出期限以降における申請書類の差し替え、及び再提出は認めない

4 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認めた者は、契約担当窓口に対して参加資格がないと認めた理由について、次のとおり書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

- (1) 提出期限：令和7年9月3日（水）午後5時15分まで
- (2) 提出場所：前項2の契約担当窓口と同じ
- (3) 提出方法：書面をもって持参するか、郵送またはFAXによるものとする
- (4) 回 答：令和7年9月4日（木）までに、書面（FAX送信）をもって回答する

5 入札説明書等に対する質問

入札説明書等に対する質問がある場合は、次のとおりとする。

- (1) 受領期間：令和7年8月26日（火）午後5時15分まで
- (2) 提出方法：書面をもって持参するか、郵送またはFAXによるものとする
- (3) 質問に対する回答：令和7年8月28日（木）までに、書面（FAX送信）をもって回答する

6 入札方法

- (1) 入札書の提出期限：令和7年9月9日（火） 必着
- (2) 入札書の提出方法：別添様式と任意の内訳書を郵便にて提出すること

7 入札及び開札の日時と場所

- (1) 日時：令和7年9月10日（水） 午前10時
- (2) 場所：枕崎市役所 本庁舎 農政課内

8 入札の辞退等

- (1) 入札関係者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、別添様式を提出するものとする。
- (2) 入札書が期日までに届かない場合は、入札を棄権したものとみなす。

9 開札に立ち会うものに関する事項

入札者又はその代理人（以下「入札参加者」という。）は開札に立会することができる。ただし入札会場への入場は入札参加者1名とする。

立会に参加するものは、事業実施主体より参加資格があることを認められた参加資格確認通知書と委任状を持参し、事前に提出することとする。

1 0 入札に関する事項

- (1) 入札書の様式は、所定の様式とし、任意の内訳書も一緒に提出すること。
- (2) 入札書は指定の日時までに郵便にて提出するものとする。
- (3) 入札書は封筒に入れ、表に「氏名又は名称」及び「事業の名称」を記載し、封印をすること。
- (4) 代理人をして入札に関する行為（落札となるべき同価格の入札時にくじで落札者を決定する場合）をさせようとする者は、委任状を入札書と別に提出すること。
- (5) 入札参加者は、当該入札に関する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (6) 入札参加者が入札に立会をする場合は、印鑑を持参すること。

1 1 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 申告書等に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 委任状の提出のない代理人のした入札
- (4) 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められる入札
- (5) 同一の事項につき、2通以上の入札書を入札執行者に提出した入札
- (6) 金額、氏名等の入札要件が確認できない入札書、記名押印を欠く入札書
又は入札金額を訂正した入札書を入札執行者に提出した入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

1 2 再度入札

予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、後日再度の入札を行う。なお再度入札が行われる場合はFAXにて連絡を行う。2回の入札により落札者がいない場合は、2回を限度とする指名競争入札に移行する。それでも予定価格の範囲内の入札がないときは、希望者による見積み合せに移行する。

1 3 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2以上あるときは、直ちにくじで落札者を決定するものとする。なお、くじが行われる場合はFAXにて連絡を行う。

1 4 その他

- (1) 入札をした者は、入札後、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申し立てることができない。
- (2) 入札者が1人でも入札を実施する。